

北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

他方、その余の部分は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の文化財に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-81の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分②の韓国文化財及び書籍等の経済的評価部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

他方、その余の部分については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に

当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-81の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

したがつて、通し番号1-81の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分②の韓国文化財及び書籍等の経済的評価部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-81の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げた部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（次の(2)に掲げた部分）は、適法である。

(1) 下記(2)で掲げた部分以外の部分

(2) 不開示部分②のうち韓国文化財及び書籍等の経済的評価の部分

第1 前提事実（各論）

通し番号1-82の文書（文書586）は、外務省が昭和28年6月5日付
けで作成した「成賓堂文庫について」と題する文書等で構成されており、この
うち不開示部分は、次の部分であり、いずれも日本国内に所在する韓国文化財、
書籍等の「品目」、「数量」及び「所蔵場所」等が記録されている。

- ① 7ページから16ページまで（-6-に「次ページ以下10ページ不開
示」と記載された当該ページ部分）
- ② 38ページから39ページまで（-27-に「次ページ以下2ページ不開
示」と記載された当該ページ部分）

（乙A239）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-82の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実
(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、
政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常
化交渉が継続している中で公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事
項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な
進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書
籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知る
こととなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉
における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めるこ
とにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内

容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A239）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-82の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」及び「所蔵場所」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-82の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財、書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をも

って存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1－82の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1－82の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1－82の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-83

第1 前提事実（各論）

通し番号1-83の文書（文書587）は、昭和30年4月26日付で外務省が作成した「東洋文庫の所蔵の韓国書籍について」と題する内部文書であり、このうち不開示部分は、3ページから83ページまで（-2-に「次ページ以下81ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の総数81ページであり、大学図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品名」、「数量」、「所蔵場所」等が記録されている。

（乙A240）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-83の文書には、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されているところ、その不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりである。

そうであるとすれば、通し番号1-83の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A240）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-83の文書の不開示部分に記録されている情報は、その当時、東洋文庫に所蔵されていた韓国書籍等の「品名」、「数量」、「所蔵場所」等であると推認することができる。

なお、被告は、当該文書に日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている旨主張するが、証拠（乙A240）により認定することができる一部開示部分には、東洋文庫所蔵の韓国書籍等の入手経緯が記載されているにすぎず、その余の部分である上記不開示部分に記録されている情報の内容は、上記のとおり推認することができることに照らすと、本件全証拠によつても、被告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠がないといわざるを得ないから、被告の上記主張を採用することはできない。

イ そうであるとすれば、通し番号1-83の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時東洋文庫に所蔵されていた韓国書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的

又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-83の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-83の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-83の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-84

第1 前提事実（各論）

通し番号1-84の文書（文書588）は、外務省が作成した「東京国立博物館所蔵韓国所出品」と題する内部文書であり、このうち不開示部分は、2ページから30ページまで（-1-に「次ページ以下29ページ不開示」と記載された当該ページ部分）の総数29ページであり、東京国立博物館が所蔵する韓国文化財、書籍等の「品名」、「数量」、「発見場所」等が記録されている。

（乙A241）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-84の文書には、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されているところ、その不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりである。

そうであるとすれば、通し番号1-84の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、東京国立博物館が保有する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内

容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A241）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-84の文書の不開示部分に記録されている情報は、その当時、東京国立博物館に所蔵されていた韓国文化財、書籍等の「品名」、「数量」及び「発見場所」等であると推認することができる。

なお、被告は、当該文書に日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている旨主張するが、証拠（乙A241）によれば、当該文書が東京国立博物館所蔵の韓国所出品のリストにすぎないことは明らかであるから、本件全証拠によつても、被告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠がないといわざるを得ず、被告の上記主張を採用することはできない。

イ そうであるとすれば、通し番号1-84の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時東京国立博物館に所蔵されていた韓国文化財、書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する

材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-84の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-84の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-84の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙 5) 通し番号 1 - 85

第1 前提事実 (各論)

通し番号 1 - 85 の文書 (文書 589) は、外務省アジア局が作成した韓国関係重要文化財の一覧表 (総数 9 ページ) であり、日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」及び「所有者」等が記録されている。

(甲 37)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1 - 85 の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実 (各論) のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある (情報公開法 5 条 3 号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について
- ア 前提事実（各論）によれば、通し番号 1-85 の文書に記録されている情報は、その当時、日本国内に所在した韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」及び「所有者」等であると推認することができる。
- イ そうであるとすれば、通し番号 1-85 の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財、書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法 5 条 3 号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。
- ウ 以上によれば、通し番号 1-85 の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。
- 以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1－85の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1－85の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-86

第1 前提事実（各論）

通し番号1-86の文書（文書591）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年12月24日付け「韓国文化財の現状等に関する調書」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも日本国内に所在する韓国文化財等の品名、数量及び所在場所等が記録されている。

- ① 3ページ（-3-）11行目から5ページまで（-3-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分）
- ② 12ページ（-10-）約8行分
- ③ 16ページ（-14-）約2行分
- ④ 20ページ（-17-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙A242）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-86の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮と

の交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号 1-86 の文書に記録されている情報は、その当時、日本国内に所在した韓国文化財等の品名、数量及び所在場所等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号 1-86 の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判

決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-86の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-86の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-86の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-87の文書（文書592）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年3月18日付け「東洋文庫田川博士との懇談記録」と題する内部文書であり、このうち不開示部分は、6ページ（-6-）下から2行目から7ページ（-7-）3行目までである。

（乙A243）

○ 第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-87の文書は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されており、その不開示部分に記録されている情報は、日本国内に所在する韓国文化財の把握について政府部内で検討した内容、経過等である。

そうであるとすれば、通し番号1-87の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によつても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内

容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A243)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-87の文書は、韓国典籍について、外務省職員が東洋文庫主査田川孝三博士(以下「田川博士」という。)から聴取した内容が記録されている。

(イ) 通し番号1-87の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 田川博士の発言の要点は次のとおりである。

(1) 東洋文庫

東洋文庫に現在所蔵されている韓国典籍は、約7000冊あり、そのほかに約6000冊分のマイクロフィルムがある。同マイクロフィルムは、自分(田川博士)が昭和34年から3年間日本全国各地にある韓国典籍を順次に撮ってきたものである。東洋文庫にある典籍はかつては韓国側は返還請求をしていたことがあるが、現在では返還請求の対象にはなっていない。

(2) 河合文庫

(イ) 河合弘民氏は、明治6年生まれ、昭和31年に東大を卒業、明治40年に朝鮮に渡った。京都大学河合文庫蔵書は、京都大学が河合氏の遺族から大正年間に購入したものである。同文庫蔵書は、

一般に793部、2160冊といわれているが、このほかに膨大な古文書がある。

(口) 李弘植氏は同文庫に貴重な官府記録があると言っているが、官府記録として特に価値のあるものは見当たらないようで判決書などがあるくらいで、江華島にあったことがはっきりしているものとしては、泌瑩重記（江華郡の会計簿）がある。これとても史庫の中にあったものとは限らない。

(ハ) 同文庫にある非常に貴重な資料としては市テン（御用商人である卸商）の記録があるが、これは官府記録ではなく私文書である。この市テン記録は韓国にもない唯一のものであると思われ、まだマイクロフィルムにも撮っていない。江華島鼎足山文庫の蔵書印があったかどうかは調べてないが、これが江華島にあったということはその私文書による性質からも到底考えられない。この市テン記録は河合氏が購入したものに違いないから、韓国に渡すべき筋合いのものでは全くない。

(ニ) 李弘植氏は、河合氏が江華島鼎足山史庫から持ち去ったという官府記録157点を欲しいと言っているが、河合氏が一挙にかくも大量の文書を持ち去ったということは考えられない。その157点の目録を出してもらい鼎足山史庫啓示案（史庫にある書籍目録）と照合してみる必要があろう。

(3) 寺内文庫

(イ) 寺内総督が不当な手段によって韓国典籍を日本に持ち去ったというのは李弘植氏の誤解ではないか。寺内氏は、朝鮮文化の保護に大いに意を用い、日本内地に持ち帰った文化財を返させたような人であり、そのような不当なことをするとは考えられない。

本の中には、献上本が多く、寄贈するという手紙が入っている。

落ちぶれた朝鮮人が献上した本には、寺内氏は必ずお礼のお金を与えたはずである。

(ロ) 山口短大の寺内文庫蔵書は、目録が印刷されている。中国出版の漢籍も多く、朝鮮本よりはむしろこの方が良質である。朝鮮の法帖（書、手紙類を台紙に貼ったもの）も多数あるが、これには新羅時代の崔致遠の書が入っていたりして偽作が多い。もし韓国に何かを渡すというならこの法帖でも出すと良い。

(ハ) 基調本と言われるもの7部50冊を寺内未亡人が同短大から持ち去って山口県立図書館に寄贈している。これも内容から言って貴重書とはいはず、装幀が立派というだけである。

(ニ) 全体として寺内本の内容は大したものではない。

(4) 宮内庁図書

(イ) 宮内庁図書寮の蔵書目録は印刷されたものがあるが、現在頒布禁止になり、外部では全く見られない。■■■不開示部分■■■

(ロ) 浅見倫太郎博士が宮内省の依頼を受けて皇室の儀式の参考にするため、景福宮にあった多種の儀軌（儀式の記録）●の写本を行ったことがあるが、この偽軌は曾禰本とは別に宮内庁に保存されているはずである。

(ハ) 曾禰統監が奎章閣の蔵書を写本させたのも、曾禰本として宮内庁にあると考えられるが、これが先般の宮内庁提出の目録に入っているかどうかは調べてみないと分からぬ。

(ニ) ●●統監府本として宮内庁提出の目録にあげられているものは、ありふれた内容のもので大したものは含まれていない。曾禰本は内容をよく吟味しなくてはならない。

(ウ) なお、被告は、通し番号1-87の文書に日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されてい

る旨主張するが、上記(ア)及び(イ)のとおり、当該文書に記録されている情報は、外務省職員が聴取した韓国典籍に関する田川博士の見解にすぎないことに照らすと、本件全証拠によつても被告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ないから、被告の上記主張を採用することはできない。

イ 被告は、通し番号1-87の文書の不開示部分に記録されている情報につき、「日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等」である旨主張する。

しかしながら、前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-87の文書の不開示部分に記録されている情報は、宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍の評価等に関する田川博士の個人的見解であることが明らかであるから、当該情報が日本政府部内で検討された日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等又はこれに準じるものであると推認することはできない。

また、被告は、当該情報につき、上記のとおり主張するにとどまり、当該情報を開示した場合に当該文書の一部開示部分の内容と比較してもなお日本政府が北朝鮮との交渉上被ることになる具体的不利益を主張しておらず、本件全証拠によつても、当該情報が、北朝鮮当局において文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものと認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-87の文書の不開示部分に記録されている情報は、宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍の評価等に関する田川博士の個人的見解にすぎず、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等又はこれに準じるものではないから、これを公にしたとしても、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるということはできず、他に、

当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-87の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

○ 以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-87の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-87の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-88

第1 前提事実（各論）

通し番号1-88の文書（文書595）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年9月18日付け「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち不開示理由1に係る不開示部分は、2ページ（-2-）約6行分及び3ページ（-3-）約4行分であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過や特定の文化財の由来等が記録されている。

（乙A244）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-88の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内

容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について
ア 証拠(乙A244)によれば、通し番号1-88の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

批准国会に提出するため別添説明書を準備したい。なお、このうち陶磁器、考古資料及び石造美術品の434点については、先に8月6日の衆議院予算委員会において永末議員の質問に対し外務大臣から出所出土等を明確にして批准国会までに示すことを約束している。

〔付記〕

I 9月20日、文化財保護委員会事務局松下鑑査官の針谷部長への談によると、■■■不開示部分■■■これについて細かな具体的な質問がありたる場合の答弁の仕方については、目下文化財保護委員会事務局と博物館の専門家らにより研究中である。■■■不開示部分■■■台帳の誤りを指摘し得るという。)

なお、東京博物館台帳は印刷にされ少数ではあるが、日本国内の関係機関に配布されている。

II 図書の目録は、宮内庁書陵部が明治末にこの書を入庫した当時に作成した図書カードをもとに作成し、原本とは、一部分のみを照合し、全部に当たってなかった。そのため、著者名に下記の誤りのあることが現在判明している。宮内庁としては、これらについて指摘を受けた際には、

この目録は以上のように入庫当時作成の図書台帳によって作成したと答弁する由。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-88の文書の不開示部分に記録されている情報は、①文化協力協定（案）において韓国側に引き渡すこととされた文化財のうち東京博物館所蔵のものとこれについての東京博物館台帳の記載内容との関係についての文化財保護委員会事務局松下鑑査官と針谷部長とのやりとり及び②この点に対して取り得る可能性がある対応の指摘であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-88の文書の不開示部分に記録されている情報は、その対象とされている文化財が、その当時韓国との間で引き渡すことが事実上合意されていたものであって、現時点においては、日韓両政府間で調印された文化協力協定に基づいて韓国側に既に引き渡されているものであり、しかも、内容的にも専ら文化協力協定の批准国会における国会対策として検討されたものにすぎず、今後、日朝国交正常化交渉において文化財問題が協議されることになった際に、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-88の文書の不開示部分に記録されている

情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-88の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-88の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-89

第1 前提事実（各論）

通し番号1-89の文書（文書596）は、外務省が作成した「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定附属書説明補足資料」と題する内部文書であり、このうち不開示部分は、2ページ（-2-）から15ページ（-15-）までの各ページのほぼ中央に位置する部分であり、韓国の陶磁器、考古資料及び石造美術品の価値に関する情報が具体的な数値として記録されている。

（乙A245）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-89の文書には、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されているところ、その不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料である。

そうであるとすれば、通し番号1-89の文書の不開示部分に記録されている情報は、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A245）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-89の文書の不開示部分に記録されている情報は、文化協力協定（案）で韓国側に引き渡すこととされた韓国の陶磁器、考古資料及び石造美術品の価値に関する具体的な数値であると推認することができる（なお、被告は、当該情報が我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストであると主張するが、当該情報は、上記のとおり韓国の陶磁器等の価値に関する具体的な数値に関する部分のみであり、その品名等は既に開示されているから、上記部分のみをもって、他の不開示部分に見られるような当該書籍等の品名等を不開示としたものと同視することはできない。）。

イ そうであるとすれば、通し番号1-89の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で査定された韓国の陶磁器、考古資料及び石造美術品の価値に係るものであり、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等を推測させるものということができ、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上、

当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-89の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

○ 以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-89の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ (3) 小括

以上によれば、通し番号1-89の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-89の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-90

第1 前提事実（各論）

通し番号1-90の文書（文書604）は、韓国船籍の汽船第三鳳丸を韓国に返還した経緯及び日本に留置した期間における同船の維持補償費用等等に関する複数の文書によって構成されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、上記汽船を日本に留置した期間における維持保管費用、日本政府の支援金、維持保管費の不足金、管理人が日本政府に要求した費用等の具体的な金額等が記録されている。

- ① 2ページ(-2-)本文6行目「金」以下約1行分
- ② 3ページ(-3-)約13行分
- ③ 4ページ(-4-)約6行分
- ④ 13ページ(-12-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分
- ⑤ 19ページ(-18-)本文6行目「金」以下約1行分
- ⑥ 20ページ(-19-)約13行分
- ⑦ 21ページ(-20-) 6行目から11行目まで
- ⑧ 30ページ(-28-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分
- ⑨ 35ページ(-33-)本文6行目「金」以下約1行分
- ⑩ 36ページ(-34-) 13行目から37ページ(-35-) 2行目まで
- ⑪ 38ページ(-36-) 約6行分
- ⑫ 49ページ(-47-)本文7行目「金」以下約1行分
- ⑬ 51ページ(-48-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分
- ⑭ 57ページ(-54-)本文6行目「金」以下約1行分
- ⑮ 58ページ(-55-) 13行目から59ページ(-56-) 1行目まで

⑯ 60ページ（-57-）約6行分

⑰ 70ページ（-67-）17行目から71ページ（-68-）13行目まで

(乙A246)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-90の文書の不開示部分に記載された各情報は、日本に留置された韓国籍汽船を韓国に返還する際に発生した維持保管費用等の支払に関する問題において検討された上記費用等の具体的な金額であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している一方で、日本の領海内に不法に侵入した北朝鮮籍漁船を海上保安庁が検挙するという事案も発生しており、その場合、北朝鮮当局との間において、検挙した漁船の引渡し及び保管費用等を請求するという問題が発生する可能性は否定できないから、上記保管費用等として請求した具体金額が公になれば、上記請求金額の試算に関する見積り等も露見することとなり、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となることに照らすと、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について
- ア 前提事実及び証拠（乙A 246）により認められる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-90の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国に返還された韓国船籍の汽船第三鳳丸を日本に留置した期間（昭和18年12月から昭和22年4月まで）における維持保管費用、日本政府の支援金、維持保管費の不足金、管理人が日本政府に要求した費用等の具体的な金額等であると推認することができる
- イ そうであるとすれば、通し番号1-90の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和18年12月から昭和22年4月までの間に日本に留置された韓国船籍の汽船の維持保管費用等の具体的金額にすぎないから、その後の経済情勢の変化等、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、今後海上保安庁が北朝鮮籍の漁船を検挙した場合に、その引渡しに関して北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。
- エ 以上によれば、通し番号1-90の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。
- 以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-90の文書の不開示部分に記録されている上記

情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-90の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-91の文書（文書650）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

- (1) 昭和37年8月21日付け「日韓予備交渉第1回会合記録」と題する文書
- (2) 昭和37年8月24日付け「日韓予備交渉第2回会合記録」と題する文書
- (3) 昭和37年8月29日付け「日韓予備交渉第3回会合記録」と題する文書
- (4) 昭和37年9月3日付け「日韓予備交渉第4回会合記録」と題する文書
- (5) 昭和37年9月6日付け「日韓予備交渉第5回会合記録」と題する文書
- (6) 昭和37年9月13日付け「日韓予備交渉第6回会合記録」と題する文書
- (7) 昭和37年9月20日付け「日韓予備交渉第7回会合記録」と題する文書
- (8) 昭和37年9月26日付け「日韓予備交渉第8回会合記録」と題する文書
- (9) 昭和37年10月2日付け「日韓予備交渉第9回会合記録」と題する文書
- (10) 昭和37年10月10日付け「日韓予備交渉第1回会合記録」と題する文書

2 通し番号1-91の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日本側が請求権として韓国側に非公式に提示した具体的な金額、その法的根拠、上記請求権について大蔵省が試算した具体的な金額、韓国と折衝するための具体策についての政府見解等が具体的に記録されている。

- ① 2ページ（-2-）（以下「不開示部分①」という。）
- ② 3ページ（-3-）（以下「不開示部分②」という。）
- ③ 6ページ（-6-）（以下「不開示部分③」という。）
- ④ 7ページ（-7-）（以下「不開示部分④」という。）
- ⑤ 8ページ（-8-）（以下「不開示部分⑤」という。）
- ⑥ 9ページ（-9-）（以下「不開示部分⑥」という。）

- ⑦ 10ページ（-10-）（以下「不開示部分⑦」という。）
- ⑧ 20ページ（-20-）（以下「不開示部分⑧」という。）
- ⑨ 21ページ（-21-）（以下「不開示部分⑨」という。）
- ⑩ 22ページ（-22-）（以下「不開示部分⑩」という。）
- ⑪ 24ページ（-24-）（以下「不開示部分⑪」という。）
- ⑫ 31ページ（-31-）（以下「不開示部分⑫」という。）
- ⑬ 32ページ（-32-）（以下「不開示部分⑬」という。）
- ⑭ 39ページ（-39-）（以下「不開示部分⑭」という。）
- ⑮ 46ページ（-46-）（以下「不開示部分⑮」という。）
- ⑯ 47ページ（-47-）（以下「不開示部分⑯」という。）
- ⑰ 71ページ（-71-）（以下「不開示部分⑰」という。）
- ⑱ 72ページ（-72-）（以下「不開示部分⑱」という。）

（乙A247）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-91の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、また、個別の請求権金額に係る情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-91の文書の不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含むし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-91の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A247)。

a 不開示部分①から不開示部分⑪まで

不開示部分①から不開示部分⑪までは、昭和37年8月21日付け「日韓予備交渉第1回会合記録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4. 議事次第

(中略)

(3) 続いて、伊関局長より、杉代表の発言を補足すると前置して、次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には2つの重要な点がある。その1は、請求権という名目を使わず、無償援助という名目で解決しようという点である。3月の外相会談で、韓国側は請求権として7億ドル、日本側は請求権として■■■不開示部分①■■■を非公式に提示

した。

(日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが、韓国側は興味を示さなかった。)その後、韓国側は、日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが、日本側としては請求権と無償援助の2本立てでは困る次第である。なんとなれば、請求権1本ならば、なんとか推定の要素も加えていろいろと膨らませて■■■不開示部分①■■■まで引き上げることもできないことはないが、2本立てとなれば、この場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで、大蔵省の計算によれば最大限■■■不開示部分②-1■■■とのことである。しかも、この■■■不開示部分②-2■■■でも、■■■不開示部分②-3■■■については完全に推定によらざるを得ず、国会等への説明は極めて困難と思われる。(中略)」

(4) これに対し、崔參事官は、次のとおり述べた。

(中略)

この崔參事官の発言に対し、伊闇局長より次のとおり述べた。
「日本側の考え方では全然だめだと言われればそれまでであるが、我々としては、無償援助1本という方式と極めて少額の請求権プラス無償援助という方式のいずれを探られるかについてご意見を伺いたい次第である。韓国側は■■■不開示部分③■■■では不十分だといわれるので、何とかもっと出そうと考え、その出す方法を考えているわけである。(中略)」

(5) 次に表代表は次のように述べた。

(中略)

この表代表の発言に対し、伊闇局長より次のとおり述べた。

「裏代表のいわれるような2本立て方式について非公式にお話したことがあるのは事実である。しかし、昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果、外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し、また、外務省の膨らませた数字も請求権1本ということで可能なので、■■■不開示部分④■■■である。要するに問題の性格が変わってきたわけだ。」

(6) その後双方の間に次のような応酬があった。

○
裏 最高会議で請求権と無償援助の2本立てで解決するという方針が決まっている。日本側はこの方法ではできないのか。

杉 ■■■不開示部分⑤ー1 ■■■話が非常に難しくなる。例えば、請求権という以上南北鮮の問題は避けられない。

(中略)

裏 オーストリアはソ連に賠償を支払っている。日本は北鮮から取り立てられると思っているのか。

伊関 オーストリアは条約で賠償を認めたのだろう。■■■不開示部分⑤ー2 ■■■

杉 日本側の考えている方式によれば南北鮮問題に触れないですむ利点があるわけだ。■■■不開示部分⑥■■■

崔 これまでの非公式の打合せで「解決方式に関する考え方」と「数字」との2つが問題になっていたと思うが。

杉 今日はまず「考え方」から始めたわけだ。

崔 「考え方」だけでは話が運ばぬこともあり、やはり「考え方」と「数字」の2つをバランスさせて考えるべきだと思う。

韓国側としては法的根拠のあるものは請求権として支払を受け、日本側が証拠不十分というので意見が対立している分は無償援助とすれば話がうまくまとまるだろうと考えた次第である。本

日の日本側の考え方のような無償援助1本では話をまとめるのが難しいように思う。

伊関 ■■■不開示部分⑦■■■

斐 日本側は無償援助1本とした場合どの位出せるのか。

(以下略)

(別添3) 「8月21日の会談における杉首席代表の発言」と題する文書

次に一般請求権問題について申し上げます。

(中略) これらいくつかの要素を総合して考えるならば、請求権として日本側が支払を認め得るものは、戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても、精々 ■■■不開示部分⑧■■■にとどまり、韓国側で期待しておられるやに伝えられる数億ドルとははるかに隔たりがあるのであります。

(中略)

このような検討の結果、日本側が達した結論を一言にして申せば、請求権の解決ということではどうしても ■■■不開示部分⑨■■■しか支払い得ない。しかしながら、請求権の解決とは離れ、韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば、相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということであります。(中略)

日本側がここにこのような方式を示唆する最大の理由は、上述のように請求権の解決という立場を貫く以上、日本側で支払を認め得るものはどんなに甘く見積もっても ■■■不開示部分⑩■■■■にとどまるという制約があるので、この制約を脱却して、少し

でも韓国側の要求額に近づくためにはこの方式によるほかはないからであります。

(中略) すなわち、請求権という概念を残す以上、無償援助の概念を持ち込むことは難しく、どうしても精々 ■■■不開示部分⑪■■■しか支払を認め得ないという立場を維持せざるを得ないのであります。

(以下略)

b 不開示部分⑫から不開示部分⑯まで

不開示部分⑫から不開示部分⑯までは、昭和37年8月24日付け「日韓予備交渉第2回会合記録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4. 議事次第

(中略)

(5) 次いで、崔参事官より、韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の2本立て方式を提案したわけだが、今日本側から提示された1.5億ドルをこの方式に従って分ければいくらといいくらになるか伺いたいと述べた。これに対し、伊関局長は、日本側では二つに分けては考えていない、請求権1本なら甘く見積もって ■■■不開示部分⑫■■■くらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが、請求権と無償援助の2本立ては困難なので無償援助1本立てを提案したわけである、もし強いて二つに分け、そのうちの純粹の請求権はいくらかと言われば、推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものに限定することになり、 ■■■不開示部分⑫■■■よりずっと減ることだけは明らかだが、どこまで減るかは、韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので、

目下のところ計算のしようがないと答えた。

(6) 続いて、表代表は、韓国側の数字として純請求権支払 3 億ドル、無償援助支払 3 億ドルを提示した。

これに対し、伊闈局長は、語氣厳しく次のとおり発言した。

今回は、会談妥結の最後の機会ということで、お互に誠意を示し合うことになっており、日本側は■■■不開示部分⑬■■■の額を提示したにもかかわらず、韓国側はたった 1 億ドル減らしだけとは余りにもひどい。（中略）

別添「（仮訳）8月24日の会談における表首席代表の発言」と題する文書

（中略）

法理論を離れても、久しい時日にわたった日本の韓国占領による両国経済の過度の相互連関関係に鑑み、日本が対韓請求権をもっていない今日、韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有するということは明白なことであります。それにもかかわらず、日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは存じませんが、韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと■■■不開示部分⑭■■■にすぎないといわれましたことは私として意外だといわざるを得ません。

c 不開示部分⑮及び不開示部分⑯

不開示部分⑮及び不開示部分⑯は、昭和37年8月29日付け「日韓予備交渉第3回会合記録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4. 議事次第

（中略）

(2) 伊闌局長より、先日の日本側提案では日本側からは「無償援助を供与する」とのみ言い、韓国側から「請求権は解決した」と答えてもらうことを考えており、もし、今韓国側が言われたように、日本側から「請求権の解決として」というような表現をとれば、「請求権の支払」というのと同じになり、日本側提案のうま味がなくなると述べ、重ねて日本側提案の意義を説明した。

これに対し、崔参事官が、もし韓国側が日本側提案を受け入れた場合は、その総額が非常に大きければともかく、わずか1.5億ドルでしかも請求権と言わないということでは国民は到底納得せず、韓国政府指導者としてもこのような解決には踏み切れないと思うと述べたのに対し、杉代表より、日本側は請求権といわないとはいっていない、「請求権は解決した」という表現を用いる
■■■不開示部分⑯■■■

(3) 伊闌局長より、■■■不開示部分⑯■■■これに対し、崔参事官が日本国際の現物もあると述べたのに対し、伊闌局長は、たとえ国債の現物があっても、それが終戦時韓国人保有のものだったか日本人保有のものだったかを識別することは今となってはほとんど不可能だと思う。請求権といえば全てこのような困難があるわけであり、この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。（中略）

d 不開示部分⑰及び不開示部分⑱

不開示部分⑰及び不開示部分⑱は、昭和37年9月13日付け「日韓予備交渉第6回会合記録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4. 議事次第

(中略)

(4) 崔參事官は、韓国側は金額で1億ドル下がった上、形式でも請求権一本やりから二度も譲歩を行ったのに、日本側は金額で■■■不開示部分⑯-1■■■がっただけで、内容では歩み寄っていないと述べたのに対し、伊関局長より、韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが、日本側が法的根拠のある請求を認め得るものは精々■■■不開示部分⑯-1■■■であり、これを1.5億ドルに上げたのは大幅な譲歩であり、しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず、もう一つ高い次元でものを考えるという方針をとることで更に譲歩しているわけである、いずれにせよ、先に裏代表のいわれた5億ドル対2億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから、その旨はっきり本国政府に報告されたいと述べた。

(5) 裏代表より、非公式に伺いたいが、もし韓国側が正式に5億ドルといつたら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し、伊関局長は、そのような数字では全然上げなくてもよいところだが、それではあなた方に悪いから、1.7億ドルと申し上げよう、これは外相会談の際の■■■不開示部分⑰■■■であると答えた。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 第六次日韓会談の日韓予備交渉第1回会合（8月21日）

(a) 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第1回会合（8月21日）における説明の概要が下記のとおり記録されている（乙A188 [-59-以下]）。

記

まず杉代表より、請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

「一般請求権問題については（中略）しかるに、このような討議の結果、日本側が達した結論は、去る3月の外相会談の第1日に、小坂外務大臣より発言したところで明らかであり、ここで繰り返すことは避けるが、要するに、平和条約4条の規定から明らかのように、請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極の対象は韓国が現に施政を行っている南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対する請求に限られ、かつ、請求権と称する以上、法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり、しかもその立証責任は請求する側にあり、加うるに、いわゆる「米国解釈」により、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定することになっているので、これらいくつかの要素を総合して考えるならば、請求権として日本側が支払を認め得るものは、戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても、せいぜい数千万ドルにとどまり、韓国側で期待しているやに伝えられる数億ドルとははるかに距たりがあるのである。

（中略）

このような検討の結果、日本側が達した結論を一言にして申せば、請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払えない、しかしながら、請求権の解決とは離れ、韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば、相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということである。

（中略）

(中略) すなわち、請求権という概念を残す以上、無償援助の概念を持ち込むことは難しく、どうしても精々数千万ドルしか支払を認め得ないという立場を維持せざるを得ないのである。(中略)」

次いで、伊関局長より、杉代表の発言を補足して、次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には2つの重要な点がある。その1は、請求権という名目を使わず、無償援助という名目で解決しようという点である。3月の外相会談で、韓国側は請求権として7億ドル、日本側は7千万ドルを非公式に提示した。

(日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが、韓国側は興味を示さなかつた。)その後、韓国側は、日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが、日本側としては請求権と無償援助の2本立てでは困る次第である。なんとなれば、請求権1本ならば、なんとか推定の要素も加えていろいろとふくらませて7千万ドルまで引き上げることもできないことはないが、2本立てとなれば、この場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで、■■■不開示部分■■■。しかも、■■■不開示部分■■■例えば、恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく、まして未裁定者については完全に推定によらざるを得ず、国会等への説明は極めて困難と思われる。(中略)」

その後双方の間で種々応酬があったが、裏代表が、最高会議で請求権と無償援助の2本立てで解決するという方針が決まっている、日本側はこの方法ではできないのかと質したのに対し、杉代表は、できないわけではないが、話が非常に難しくなる、例えば、

請求権という以上南北鮮の問題を避けられないと答へ、斐代表が、日本側としても今度の解決で朝鮮全体の請求権を解決されるつもりだろうと更に質したのに対し、伊闘局長は、そうではない、北鮮の分は残しておくわけだ、日本は在北鮮財産の請求権は放棄していないので、法律的には日本の方が取り分があると思っていると答えた。

最後に、伊闘局長より、本日はまず「考え方」を説明したわけで、この「考え方」では問題外だと韓国側が言われるならば、日本側でももう一度考え直さなくてはならない、しかし、もし韓国側で、総額について話がまとまるならば、日本側の「考え方」を考慮しようということにならば、日本側の考えている数字を提示する用意があると述べたのに対し、斐代表は、いま自分が受けている訓令では、日本側の「考え方」を受諾できないが、早速、日本側から受けた説明を本国に報告しその指示を仰ぐこととしたいと答えた。

- (b) 通し番号1-151の文書の一部開示部分には、日韓予備交渉第1回会合記録に相当する部分があり、その内容は、別紙5(通し番号1-151)の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)で認定したとおりであるところ、このうち、通し番号1-91の文書の不開示部分④に相当する部分は、下記のとおりである(乙A295[一93-以下]参照)。

記

この斐代表の発言に対し、伊闘局長より次のとおり述べた。

「(中略)昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果、外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し、また、外務省の膨らませた数字も請求権1本ということで可能なので、無償

援助との2本立てということになれば、外務省の数字もずっと小さくなる次第である。要するに問題の性格が変わってきたわけだ。」（以下略）

b 第六次日韓会談の日韓予備交渉第2回会合（8月24日）

通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第2回会合（8月24日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙A.188 [-63-以下]）。

記

まず、裴代表より（中略）要旨次のとおり発言した。

（中略）

法理論を離れても、久しい時日にわたった日本の韓国占領とこれによる両国経済の過度の相互連関関係に鑑み、日本が対韓請求権をもっていない今日、韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有すると言うことは明白なことである。それにもかかわらず、日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが、韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは、意外だといわざるを得ない。

（中略）

次いで、崔参事官より、韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の2本立て方式を提案したわけだが、今日本側から提示された1.5億ドルをこの方式に従って分ければいくらといいくらになるか伺いたいと述べた。これに対し、伊関局長は、日本側では二つに分けては考えていない、請求権1本なら甘く見積もって7000万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが、請求権と無償援助の2本立ては困難なので無償援助1本建てを提案したわけである、もし強いて二つに分け、そのうちの純粹の請求権はいくらかと

言われば、推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定することになり、7000万ドルよりずっと減ることだけは明らかだが、どこまで減るかは、韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので、目下のところ計算のしようがないと答えた。

続いて、裴代表は、韓国側の数字として純請求権支払3億ドル、無償援助支払3億ドルを提示した。

これに対し、伊関局長は、次のとおり発言した。

「今回は、会談妥結の最後の機会ということで、お互いに誠意を示し合うことになっており、日本側は従来の倍以上の額を提示したにもかかわらず、韓国側はたった1億ドル減らしただけとは余りにもひどい。（中略）

c 第六次日韓会談の日韓予備交渉第3回会合（8月29日）

通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第3回会合（8月29日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙A188[-68-以下]）。

記

これに対し、伊関局長より、韓国側として日本側提案を受けられないならば、むしろはっきり請求権と無償援助に分けた方がいい、ただしその場合の請求権ははっきりと証拠書類の整うものに限らざるを得ない、そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。これに対し、崔參事官が、日本国債の現物もあると述べたに対し、伊関局長は、たとえ国債の現物があっても、それが終戦時韓国人保有のものだったか日本人保有のものだったかを識別することは今となってはほとんど不可能だと思う。請求権と言えば全てこのような困難があるわけであり、この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。（中略）

d 第六次日韓会談の日韓予備交渉第6回会合（9月13日）

(a) 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第6回会合（9月13日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙A188 [-70-以下]）。

記

崔参事官は、韓国側は金額で1億ドル下がった上、形式でも請求権一本やりから二度も譲歩を行ったのに、日本側は金額で0.8億ドル上がっただけで、内容では歩み寄っていないと述べたのに対し、伊関局長より、韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが、日本側が法的根拠のある請求を認め得るものはせいぜい0.7億ドルであり、これを1.5億ドルに上げたのは大幅な譲歩であり、しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず、もう一つ高い次元でのものを考えるという方針をとることで更に譲歩しているわけである、いずれにせよ、先に裏代表の言われた5億ドル対2億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから、その旨はっきり本国政府に報告されたいと述べた。

(以下略)

(b) 通し番号1-251の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第6回会合（9月13日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙A82 [-60-]）。

記

しかし、その後第6回（裁判所注：昭和37年9月13日）には裏大使が受けている訓令には「韓国側は1億ドル下がったなら日本側にもその半分の0.5億ドル上がってほしい」内容になっていると述べ、非公式に尋ねるがとして「韓国側が正式に5億ドルといったら日本側はいくらとするか」と質したのに対し、伊関

アジア局長は「■■■不開示部分■■■と申し上げよう。これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■に■■■不開示部分■■■足した数字である。」と答えていた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-91の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①から不開示部分⑪まで

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した次の文言若しくは当該文言から更に推認される次の文言又はこれらと同様の文言

a 不開示部分①

「7千万ドル」との文言

b 不開示部分②-1及び不開示部分②-2

遅くとも昭和36年までに、大蔵省が試算した韓国側に支払うべき請求権についての総額等

c 不開示部分②-3

「例えば、恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく、まして未裁定者」との文言

d 不開示部分③

「7千万ドル」又は「数千万ドル」との文言

e 不開示部分④

「無償援助との2本立てということになれば、外務省の数字もずっと小さくなる次第」との文言

f 不開示部分⑤-1

「できないわけではないが、」との文言

g 不開示部分⑤-2

「北鮮の分は残しておくわけだ、日本は在北鮮財産の請求権は放棄していないので、法律的には日本の方が取り分があると思っている」との文言

h 不開示部分⑥

これまでの発言を敷衍するような内容の文言

i 不開示部分⑦

「本日はまず「考え方」を説明したわけで、この「考え方」では問題外だと韓国側が言われるならば、日本側でももう一度考え直さなくてはならない、しかし、もし韓国側で、総額について話がまとまるならば、日本側の「考え方」を考慮しようということにならば、日本側の考えている数字を提示する用意がある」との文言

j 不開示部分⑧から不開示部分⑪まで

「数千万ドル」との文言

(イ) 不開示部分⑫から不開示部分⑯まで

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定した次の文言又はこれらと同様の文言

a 不開示部分⑫

「7000万ドル」との文言

b 不開示部分⑬

「従来の倍以上」との文言

c 不開示部分⑭

「数千万ドル」との文言

(ウ) 不開示部分⑮

「請求権は解決した」との文言を盛り込むことについての日本側の見解であってこれまでの発言を敷衍するような内容のもの

(エ) 不開示部分⑯

通し番号 1-18 の文書で開示されている上記ア(イ)c で認定した「韓国側として日本側提案を受けられないならば、むしろはっきり請求権と無償援助に分けた方がいい、ただしその場合の請求権ははっきりと証拠書類の整うものに限らざるを得ない、そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。」との文言又はこれと同様の文言

(オ) 不開示部分⑯-2 及び不開示部分⑯-2

通し番号 1-18 の文書で開示されている上記ア(イ)d で認定した次の文言又はこれらと同様の文言

a 不開示部分⑯-1

「0.8 億ドル上（がった）」との文言

b 不開示部分⑯-2

「0.7 億ドル」との文言

(カ) 不開示部分⑰

伊闇局長が述べた 1.7 億ドルという金額の根拠であり、「外相会談の際の・・・に・・・足した数字である」との文言が含まれるものウ そうであるとすれば、通し番号 1-91 の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分⑰-1 及び不開示部分⑰-2 に記録されている情報は、大蔵省が査定した韓国側に対し請求権として支払うことのできる総額等であるが、昭和 37 年当時、日韓両政府間の交渉で現に示されたものあり（したがって、日本側が提示した請求権に関する査定額であることから、韓国側開示文書に記録され、これが既に公にされている可能性が高い。），他方で、当該交渉においては上記の大蔵省査定額等よりも多額の金額（7 千万ドル）が推定等も用いて甘く査定した場合の日本側の査

定額として提示されていたこと等も併せ考慮すると、請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るとまではいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

- (イ) 不開示部分⑯に記録されている情報は、昭和37年当時、伊闇局長が韓国側に提示した1.7億ドルの根拠であり、これが外相会談の際に検討されていた数字に一定の金額を足したものであるとの趣旨であることは他の行政文書の開示部分から容易に推測できるところ、同年当時の日本側の検討金額は他の行政文書の一部開示により既に公にされていること（例えば、昭和37年3月当時のものとして同月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書〔乙A108〔-243-以下〕を参照。）など、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。
- (ウ) その余の不開示部分に記録されている情報は、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検

討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-91の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○ (2) 小括

したがって、通し番号1-91の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-91の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-92

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号1-92の文書（文書652）は、昭和37年12月25日から同38年2月1日までに外務省北東アジア課が作成した第21回から第25回までの日韓予備交渉会合記録によって構成されている。
- 2 通し番号1-92の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、5ページ（-5-）15行目8文字分であり、日本側が請求権問題に関して韓国側に非公式に提示した具体的な請求金額が記録されている。

（乙A51）

第2 当事者の主張の要旨

1. 被告の主張の要旨

通し番号1-92の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2. 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-92の文書不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案である

し、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-92の文書の不開示部分は、昭和37年12月25日付け「日韓予備交渉第21回会合記録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、次のとおりである(乙A51)。

記

(3) 次いで、後宮局長より、上記以外の諸問題に関する日本側の考え方をまとめた書き物(別添3)の要点を読み上げつつ、主な点につき、次の敷衍説明を行った。

(イ) (略)

(ロ) 船舶問題。一般請求権を法的根拠のあるものに限り■■■■■
■■■程度支払うといっていた時代ならば、船舶を別に扱うという理屈もあるいは通ったかもしれないが、請求権問題を何億ドルという巨額の供与により解決することになった今日、その上に船舶を別に請求されてはたまらないというのが日本側の立場である。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉会合での日本側の発言として、「請求権として日本側が支払を認め得るものは、戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとし

ても、せいぜい数千万ドルにとどまり」、「なんとなれば、請求権1本ならば、なんとか推定の要素も加えていろいろとふくらませて7千万ドルまで引き揚げることもできないことはない」、「請求権1本なら甘く見積もって7000万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてある」などと記録されている（乙A188）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-92の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本側が請求権問題に関して韓国側に非公式に提示した具体的請求金額であり、具体的には、例えば、通し番号1-18の文書で開示されている「7,000万ドル」等の金額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-92の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同様であるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-92の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-92の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の

不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1 - 9 2 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-93

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-93の文書（文書660）は、次の文書等によって構成されている。

- (1) 外務省が作成した昭和30年2月10日付け「財産請求権問題処理要領（案）」と題する文書
- (2) 外務省が作成した昭和30年2月24日付け「日韓関係の調整に関する件（特に財産請求権問題に關連）」と題する文書
- (3) 外務省が作成した昭和30年2月24日付け「請求権問題処理要領案」と題する文書
- (4) 外務省が作成した昭和30年3月4日付け「請求権問題関係者協議会」と題する文書
- (5) 大蔵省理財局長が作成した昭和30年4月12日付け「日韓関係の調整に伴う財産及び請求権の処理について」と題する文書

2 通し番号1-93の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

- ① 1ページ（-1-）約6行分（以下「不開示部分①」という。）
- ② 2ページ（-2-）3行目から3ページ（-3-）4行目（以下「不開示部分②」という。）
- ③ 5ページ（-5-）約1行分（以下「不開示部分③」という。）
- ④ 5ページ（-5-）8行目から7ページ（-5-）に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④」という。）
- ⑤ 8ページ（-6-）22文字分及び8文字分（以下「不開示部分⑤」という。）